

世田谷区家庭相談員募集要領

1 職務内容

- (1)家庭生活における人間関係の問題解決に向けた助言指導
- (2)必要に応じて関係機関との連絡等、適切な援助
- (3)その他家庭相談に関し、所属長の指示する事項

2 応募資格

- ・家庭裁判所の調停委員若しくは調査官の経験を有する者又はそれらと同等の学識経験を有する者
- ・家庭相談員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められ、かつ職務に意欲のある者
- ・地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方は応募できません。

(参考)【地方公務員法第16条(欠格条項)】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません(心神耗弱を原因とするもの以外)。

3 勤務場所

玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
(世田谷区等々力3丁目4番1号 玉川総合支所3階)

4 勤務条件

- (1)任用期間 令和8年2月1日から令和8年3月31日まで
※勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度があります
- (2)勤務日数 年144日(月11日以上13日以内)
原則として、祝・休日を除く月曜日・水曜日・金曜日
※勤務日数は年間を通じて(4月から3月まで)任用された場合の日数(任用期間によって記載の日数と異なります)。
- (3)勤務時間 1日4時間 午後1時から午後5時まで
※所属長の指示により、勤務時間を午前8時30分より午後5時15分までの範囲内で変更する場合があります。
※原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることができます。
- (4)報酬 ①報酬月額(令和7年度現在)152,817円(地域手当相当分含む)

- ② 期末手当及び勤勉手当（令和7年度現在）545,556円
期末・勤勉手当の額は年間を通じて（4月から3月まで）任用された場合の額（任用期間によって記載の額と異なる場合があります）。
- ※交通費別途支給（月額上限 55,000円）
- （5）社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用となりません。
- （6）公務災害補償等 公務災害補償等の適用となります。
- （7）休 暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。
- （8）身 分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）
- （9）そ の 他 ① 地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。
② 勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

5 募集人数 1名

6 選考方法 第1次選考 書類選考
第2次選考 面接選考 令和8年1月7日（水曜日）（予定）
※詳細は、第1次選考結果通知に記載します。

7 選考結果 第1次選考の結果は、合否に関わらず全員の方に郵送します。
※令和7年12月26日（金曜日）頃郵送します。令和8年1月5日（月曜日）を過ぎても結果通知が届かない場合が、お問い合わせください。
※選考結果に関する問い合わせには、一切回答いたしません。

8 申込方法 所定の申込書「世田谷区家庭相談員採用選考申込書兼履歴書」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」を下記の期間に申込先へ郵送または、窓口に持参してください。
※ご提出いただいた書類は、一切返却できませんので予めご承知ください。
※『世田谷区家庭相談員採用選考申込書兼履歴書』やその他の添付書類に記載の個人情報については、世田谷区個人情報保護条例および同施行規則に基づき適正に取り扱い、家庭相談員採用選考および採用事務の目的を遂行するために使用します。

9 申込期間 令和7年12月15日（月曜日）から令和7年12月22日（月曜日）【必着】
※持参の場合は、上記申込期間内の土曜日・日曜日を除く、午前8時30分から午後5時までに下記申込先窓口へお越しください。

10 申込先 玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
〒158-8503 世田谷区等々力3丁目4番1号
(玉川総合支所3階32番窓口 子ども家庭支援課)

【お問い合わせ先】

玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
〒158-8503
世田谷区等々力3丁目4番1号
電話 03-3702-4816（直通）
ファクシミリ 03-3702-1336